平成２１年（フ）第７４８９号
千葉県松戸市小金原４丁目40―１　デマラージュＡ棟201
破産者　村上　智美
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５２５号
東京都渋谷区代々木３丁目39―４―403
破産者　須貝　一哉
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６２８号
東京都板橋区高島平１丁目78―10―704　日神パレス西台第２
破産者　福山奈津江
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６２９号
東京都目黒区上目黒５丁目27―15　プチルキュルス18―305
破産者　山本　麻衣（旧姓山田）
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６３６号
東京都江戸川区春江町１丁目２－３―910
破産者　萩原富喜子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６９４号
埼玉県草加市栄町３丁目２番13号
破産者　株式会社ケーテック
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６９５号
埼玉県吉川市栄町782―１―Ｃ―1006
破産者　竹中　完一
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７６４号
香川県さぬき市志度1849―３　カレッジ三共Ⅱ―503、住民票上の住所香川県さぬき市志度4629―５
破産者　公文　　崇
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７６５号
福島県相馬市馬場野字岩崎12
破産者　氏家　芳雄
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７８１号
東京都杉並区和田１丁目８―16―301
破産者　武内　洋明
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８２９号
東京都新宿区西早稲田３丁目17―36　前川荘１号203
破産者　木村　勇夫
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８３０号
東京都新宿区西早稲田３丁目17―36　前川荘１号203
破産者　木村みさ子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８３５号
千葉県千葉市稲毛区緑町１丁目19―８―102
破産者　後藤　和美
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８３８号
東京都中野区鷺宮２丁目11―８―302
破産者　大嶋　純也
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８４８号
茨城県行方市小貫999番地２
破産者　株式会社小沼製作所
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８４９号
茨城県行方市玉造甲4470―２
破産者　小沼　啓治
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０５７号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―86―108
破産者　池田　綾子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０８５号
東京都大田区大森南２丁目５―10　喜久弥荘
破産者　八木都志雄
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１１４号
神奈川県平塚市西真土３丁目１―32―Ｂ―203
破産者　伊藤　眞昭
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１５２号
東京都板橋区小茂根２―26―１―101　鈴木周平方、住民票上の住所東京都江戸川区西瑞江３丁目30
破産者　鈴木　拓雄
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１５３号
東京都板橋区小茂根２―26―１―101　鈴木周平方、住民票上の住所東京都江戸川区西瑞江３丁目30
破産者　鈴木テミ子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１７６号
沖縄県宜野湾市字愛知36、開始決定時の住所沖縄県中頭郡北谷町字港10―８
破産者　比嘉由紀子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部